

調達管理番号：20a00926

国名：ザンビア国

担当部署：評価部事業評価第二課

案件名：ザンビア国現職教員研修制度支援を通じたキャパシティ・ディベロップメントの調査

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：プロジェクト評価/教員能力開発
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：その他

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年4月上旬から2022年3月上旬
- (2) 業務 M/M：現地 2.33M/M、国内 1.70M/M、合計 4.03M/M
- (3) 業務日数：

- 第一次調査：国内準備 10日、現地業務 30日
- 第二次調査：国内準備 12日、現地業務 40日
- 第一次、第二次調査を踏まえた国内整理：12日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月10日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年3月31日(水)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 26 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 32 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 20 点
 - ④ その他学位、資格等 10 点
- (計 100 点)

類似業務	質的調査
対象国／類似地域	ザンビア国／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
(2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

ザンビア共和国(以下、「ザンビア」と記す)では、基礎教育へのアクセス拡大に対する取り組みの結果、初等教育では95%(2008年)の純就学率を達成したが、学習達成度は卒業試験合格率(9学年52.7%、12学年19.8%、2009年)や東南部アフリカ地域学力比較調査の結果(6年生の計算運用能力:参加14カ国中最下位、2007年)が示すとおり、教育の質の改善が大きな課題となっていた。ザンビア政府は教育制度の質と効果は教員の質に大きく左右されると考え、現職教員研修に力を入れ、継続的かつ頻繁に実施することができるよう、学校ベースで実施可能な現職教員研修制度(SPRINT¹)の構築に取り組んできたが、効果的な研修活動を計画し、実施することは容易ではなく、継続的に行うべき研修内容が必要とされていた。

これに対し、JICAは相手国の自主性を尊重し特に相手国の課題対処能力の向上を支援する「キャパシティ・ディベロップメント(Capacity Development: CD)」

¹ School Program of In-service for the Term

の概念²に基づき、ザンビアの子供たちの学力向上を相手国が独自に達成できるようにすることを長期的目標に掲げ、その土台作りとして2005年から2019年まで、4フェーズ³にわたり現職教員及び教員養成課程双方において既存の校内研修制度の具体的な活動として授業研究の導入を支援した。これらの活動は着実に定着しており、2018年度に実施したフェーズ3の内部事後評価において、すべての州で授業研究は継続的に実施されていることが確認された。授業研究を通して多くの教員は、主体的な学習という概念を組み込んだ授業を準備、実践できるようになり、そのインパクトとして生徒が積極的に質問をする姿や生徒間で相談し合い回答を導く等、生徒の学習方法が改善していることが分かった。同事後評価では、その要因として、1) SPRINTを推進する中で、3フェーズを通じて構築された、校内研修を管理・実施するための国レベルから学校レベルまでの階層システムが継続的に機能していること、2) 同システムを通じて校内研修に係る知識及び能力を教員レベルまで移転させるステークホルダーワークショップや会合が定期的に行われていること、が挙げられ、相手国側の行政機関各レベル及び学校における組織レベルでの能力が強化されたことが指摘されている。さらに、2019年度に実施した4フェーズについてまとめた15年間の支援にかかる総括調査において、教育省が第三国研修のホスト国として近隣諸国の能力強化にも貢献していることに加えて、長年実施機関職員として対象事業に携わってきた教育省職員がザンビアの教育セクターの開発に向け、外部の知識・技術をいかに自国に適合する形で取り込んでいくか自分たちで考え課題を解決していかなければならないといった意識を持っていることなど、個人・組織・社会の複数階層レベルで課題対処能力が強化されていることが示唆された。

CDの概念に基づく支援により、上述の通り、複数階層で能力が強化されることが確認されているが、CDは包括的かつ複雑であり、目に見える変化が確認できるまでには一定程度の時間を要する。

また、個別案件の事業評価では授業・学習活動の向上等の事業目標の達成度を主眼に分析を行っているため、ザンビア側の個人・組織・社会がどのように変化し、その結果として、将来ザンビアの子どもの学びの改善に寄与できる能力が強化されたのか、については総合的に確認できていない。

上記を踏まえ、本調査では、以下2つの目的を達成することを主眼とする。

² JICAではCDを、「途上国の課題対処能力が、個人、組織、社会などの複数のレベルを総体として向上していくプロセス」と定義し、技術協力は「CDを行う」ものではなく、途上国の内発的なCDを支援していくべきという考え方にに基づき展開している。(国際協力機構・国際協力総合研修所(2006)『キャパシティ・ディベロップメント(CD)～CDとは何か、JICAでCDをどう捉え、JICA事業の改善にどう活かすか～』)

³ 理科研究授業支援プロジェクト(フェーズ1)2005年-2007年、「授業研究支援プロジェクト」(フェーズ2)2008年-2011年、「授業実践能力教科プロジェクト」(フェーズ3)2011年-2015年、「教員養成校と学校現場との連携による教育の質向上プロジェクト」(フェーズ4)2016年-2019年

1) CD 型の開発協力の有効性の検証

CD の概念に基づいた現職教員養成のための 15 年間にわたる支援を通じて、当該プロジェクト群に関与した CP を中心に個人がどのように成長したのかに焦点をあて確認する。また、個人の成長が組織・社会の変容にどのように影響を与えたのか、そして、その結果として、将来ザンビアの子どもの学びの改善に寄与できる能力が強化されたのかを可視化し、CD 型の開発協力の有効性を検証する。

2) ザンビア教育セクターに対する提言および類似案件への教訓抽出

1) で確認された CD の実態を踏まえて、どのようにザンビアの子供たちの学びの改善に寄与しているのか、また今後寄与する可能性があるのかを考察する。同結果を基に今後の改善点としての提言や類似事業に活用できる教訓を抽出し、CD の概念に基づいた教育改善の効率的・効果的な推進に資する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、以下を踏まえつつ、主に質的調査手法⁴を用いてザンビアの教育セクターにおける実施機関の職員や現職教員に対する CD の実態を調査する。

- 対象事業：以下の技術協力事業を中心に必要に応じ個別専門家派遣、第三国研修、プロジェクト研究、JICA ボランティアや大学連携等関連する取り組みも確認対象とする。
 - 1) 理科研究授業支援プロジェクト（フェーズ 1）2005 年－2007 年
 - 2) 授業研究支援プロジェクト（フェーズ 2）2008 年－2011 年
 - 3) 授業実践能力教科プロジェクト（フェーズ 3）2011 年－2015 年
 - 4) 教員養成校と学校現場との連携による教育の質向上プロジェクト（フェーズ 4）2016 年－2019 年
- 調査対象者：上記事業に携わった実施機関（教育省、National Science Centre、Teacher Education & Specialised Services、州教育事務所、教員養成校及び各学校）の職員や現職教員約 30 名を対象とする。情報収集を行う候補者は JICA から提案するが、現地にて情報収集を進める中で他の

⁴ 標準化されていないデータをインタビュー、ディスカッション、参与観察等の手法を用いて収集し、数字と統計ではなく、テキストとイメージ（図解）を分析することで、主観的意味や対象、出来事、実践などの定量的調査手法では確認することが難しい社会的産出を明らかにすることを目指す調査手法。（ウヴェ・フリック（2011）「質的研究入門：〈人間の科学〉のための方法論」）本事業では、授業・学習活動の向上等の事業目標の達成状況を可能な限り定量的に測ることを目的とする事業評価では確認することが難しい、「ヒトの成長とその意味」を確認することを主な目的として同手法を用いることとしている。

事業関係者へ調査対象を拡大することを想定する⁵。

- 調査内容：①対象事業への関与を通じて、対象事業がどのような影響を与え、個人・組織・社会においてどのような変化が生じ、結果としてザンビアの子どもたちの学びの改善に資するどのような能力が強化されたか、CDの実態を把握し、分析する。②左記の実態を踏まえて、どのようにザンビアの子供たちの学びの改善に寄与しているのか、また今後寄与する可能性があるのかを考察する。③同結果を基に今後の改善点としての提言や類似事業に活用できる教訓の抽出を行う。
- 分析の視点：個人の成長に焦点をあてつつ、個人のレンズを通して見た組織、社会の複数階層レベルで達成されたCDの実態や、各レベルで変化が生じた過程、個人の変化が組織や社会など上位階層へ与えた影響の度合いやその経緯等に関する分析を念頭に行う⁶が、それ以外の視点についてもプロポーザルにて提案を行うこととする。
- 分析にあたっては、これまで JICA 緒方研究所を中心に進められてきたCD事例分析結果を参照し、特に「キャパシティ・ディベロップメントに関する事例分析：ケニア中等理数科教育強化計画プロジェクト⁷」（2007年）との結果を比較することも検討の上で調査する。
- 本業務期間中、モニタリング会合を実施する。実施時期は以下のとおり想定しているが、業務開始後に JICA と協議の上確定する。なお、コンサルタント以外の参加者は評価部が設置している「事後評価における質の向上検討会」（以下、「検討会」）の委員および JICA 内関係者（地域の視点から地域部、事務所、セクターの視点から人間開発部等）を想定している。
 - キックオフ・ミーティング（2021年4月）
 - 第一次現地調査方針検討会（2021年5月）

⁵ 新型コロナウイルスの感染状況に伴い、日本からの渡航およびザンビア国内での移動制限等現地調査に制約がある可能性もあることから、インタビュー調査対象者はオンラインでの実施含めアクセス可能性も考慮の上で、JICA と協議し決定する。

⁶ JICA 評価部では、事後評価を通じた学びを事業改善につなげる観点から、効果発現のプロセスの確認及び分析の深化を目指した「プロセスの分析」を実施し、学びの強化に取り組んでおり、本調査もプロセスの分析として実施することを想定している。本事業では、CD のアプローチを用いて実施された対象事業群の PDM 上での効果発現に至った要因とも考えられる、ザンビア側の CD を主な分析の視点としているが、同点が PDM 上での効果発現に与えた影響や同点が発現した過程を分析の主眼とはしていない点で評価部でこれまで実施してきたプロセスの分析とは異なる点留意すること。「プロセスの分析」については以下参照のこと。

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/process.html>

⁷ https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/cd/200701_aid.html

- 中間報告会（2021年8月）
 - 第二次現地調査後報告会（2021年10月）
 - 最終報告会（2022年2月）
- 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員⁸を確保することとする。
 - 実施機関を含む関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
 - 既存情報収集の支援
 - 現地調査に係る連絡調整、又は現地視察の代行
 - 質問票の回収やインタビュー後のフォローアップ
 - 全体の分析方針とともに分析の視点・ポイントおよびその調査方法をプロポーザルにて提示すること。
 - 具体的担当事項は次のとおりとする。以下に示す業務の内容について、効率的・効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業・現地調査および国内分析毎に具体的にプロポーザルで提案すること。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 第一次国内分析期間（2021年4月上旬～6月上旬）
- ① 実施方針、手法、計画（工程表、手順を含む）等をインセプション・レポートにとりまとめる。同内容については、キックオフ・ミーティングにて説明、議論を行い、必要に応じ修正を反映する。
 - ② 既存の文献・報告書等（事業事前評価表、中間レビュー報告書、終了時評価報告書、プロジェクト完了報告書）をレビューし、また、案件を担当した日本人専門家等へのインタビューを踏まえ、本事業の実績等を整理・分析する。
 - ③ 上記①、②を踏まえて、現地調査計画（全体スケジュール、分析概要）等を記載した実施機関向け資料（現地説明用資料）を作成する。なお、現地説明用資料については、JICAが契約締結後にひな形を提示する。
 - ④ 上記①、②を踏まえて、調査方針1を作成する。同内容については、第一次現地調査方針検討会にて説明、議論を行い、必要に応じて修正を反

⁸ 現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、技術提案書にて提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、現地調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

映する。

- ⑤ 上記④を踏まえてプロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ザンビア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。

（２） 第一次現地業務期間（2021年6月中旬～7月中旬）

- ① JICA ザンビア事務所から現地調査における留意点等につきブリーフィングを受ける。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の主旨および手法について説明を行う。
- ③ 上記（１）④に基づきザンビア側関係者に対するヒアリング等を行い、収集した情報を整理・分析する。なお、現地調査や面談等の手配及びアポイントメントの取り付けについては JICA ザンビア事務所に協議した上で、コンサルタントが現地調査補助員を介して行う。
- ④ 暫定的な調査・分析の方向性につき、ザンビア側関係者や JICA ザンビア事務所等との間で第 1 次現地調査中に協議を行い、今後の調査方針について概ね合意を得る。

（３） 第二次国内分析期間（2021年7月下旬～9月中旬）

- ① 第一次現地調査の結果を踏まえて現地調査計画（対象者、実施方法等）および調査方針 1 を修正した、調査方針 2（案）を作成する。
- ② 中間報告会として、第一次現地調査結果および上記（３）①で作成した調査方針 2（案）について発表、議論のうえ、必要に応じて修正する。
- ③ 調査方針 2 に基づき、必要に応じて国内関係者及び TV 会議等を通じた現地関係者へのヒアリングを実施する。

（４） 第二次現地調査期間（2021年9月下旬～11月上旬）

- ① 上記（３）③で修正した調査方針 2 に基づき、CD の確認・分析を行う。
- ② JICA ザンビア事務所等へ現地調査結果を報告する。

（５） 第三次国内分析期間（2021年11月中旬～2022年2月中旬）

- ① 国内作業、現地調査結果を総合的に分析し、暫定的な分析結果について帰国後報告会で発表し、議論の上必要に応じて修正する。
- ② 上記（５）①の結果を踏まえ調査報告書（案）を取りまとめ、評価部に提出する。なお、報告書の様式は自由とするが、報告書の項目立てについて評価部に相談し、合意を得る。

- ③ (5) ②を評価部にて確認後、最終報告会で発表し、議論の上必要に応じて修正する。修正した調査報告書(案)は評価部にて確認後、評価部を通じて関係部署および「検討会」からのコメント取り付けを行う。JICAによる確認には最低10営業日程度、「検討会」からのコメント取り付けには最低10営業日程度を要する。確認のあった内容やコメントに対し、回答や対応を行う。上記の工程を踏まえ、最終報告書を確定する。
- ④ 確定した報告書を英訳し、JICAを通じて実施機関からのコメント取り付けを行う。英文の報告書(案)に対する実施機関等からのコメントの取り付けには最低10営業日程度を要する。実施機関等から確認のあった内容やコメントに対し、回答や対応を行う。上記の工程を踏まえ、報告書(和文・英文)を確定する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は最終報告書(和文・英文)とする。

- (1) インセプションレ・ポート(和文)電子データ
- (2) 現地説明用資料(英文)電子データ
- (3) 調査方針1(和文)電子データ
- (4) 調査方針2(和文)電子データ
- (5) 最終報告書(和文・英文)

2022年2月21日までに電子データ(PDF版及びWord版:CD-ROM 3部)による提出。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、ドバイ経由もしくはエチオピア経由を標準とします。
- (2) 一般業務費

本業務は、外部調査における公平性担保および円滑な業務実施の観点から、現地事務所の支援を限定している。そのため、現地調査を効率的に実施する目的

で、現地における調査補助員（ローカルコンサルタント）を備上することを想定している⁹。従って、調査補助員備上費を含め現地調査にかかる費用は、以下の一般業務費に含めて計上し、契約終了時に精算することとする。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上すること。

- ① 特殊備人費
1,500,000 円（第 1 次、第 2 次現地調査にかかる現地調査補助員）
- ② 車両関連費
1,055,000 円（第 1 次、第 2 次現地調査にかかる業務従事者、現地調査補助員用車両、運転手込）
- ③ 旅費・交通費
525,000 円（第 1 次、第 2 次現地調査の地方調査にかかる現地調査補助員および運転手日当・宿泊費）
- ④ 通信・運搬費
32,000 円（通信費）
- ⑤ 資料等作成費
20,000 円（資料コピー代）

10. 特記事項

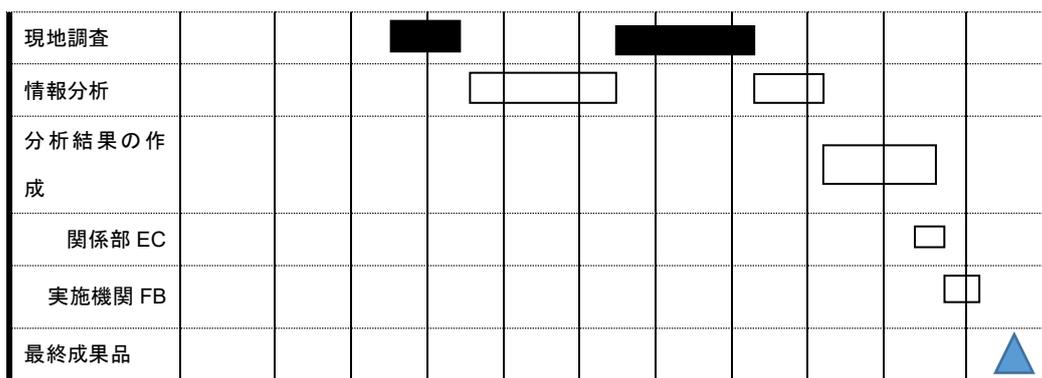
（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は検討会の予定時期を含め、以下のスケジュールの目安を踏まえ、7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案すること。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とする。具体的な時期や内容については新型コロナウイルス感染状況下でもあり制約も多いところ、JICA の渡航方針およびザンビアの状況に合わせて業務方針を見直すこととする。

項目	時期										
	2021 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2022 1月	2月
事前準備	□										
調査方針作成		□									
現地調査計画 (案) 作成			□								
質問票			□								

⁹ ただし、後述③便宜供与内容に記載の通り、現地調査補助員や車両、宿舎等の手配について、ザンビア事務所より手配先に係る情報共有等の支援を提供することは可能ですので、契約後、必要に応じご相談ください。



□ 国内調査 ■ 現地調査

※ 但し、バーチャートは大まかなスケジュールを示しており、すべてを業務日として貼り付けるものではない。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は、本コンサルタントのみ

③ 便宜供与内容

上述 9. (2) に記載の通り、本件における JICA ザンビア事務所による支援を限定していることから、便宜供与事項は以下のとおりです。ただし、現地調査補助員や車両、宿舍等の手配について、ザンビア事務所より手配先に係る情報共有等の支援を提供することは可能です。

ア) 空港送迎：なし

イ) 宿舍手配：なし

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 現地日程のアレンジ：調査開始に際し、上述 7. (1) 第一次国内分析③で作成いただく現地説明用資料を添付の上、ザンビア事務所が実施機関及び関係機関に対し、調査者通知および受け入れ確認のレターを発出しますが、実施機関等相手国関係機関に対する面談や会議の手配については、JICA が提供するコンタクトリストを基に、原則、本業務従事者もしくは現地調査補助員にてアポイント取り付けを行ってください。(アポイント取り付けが困難な状況においては、必要に応じて JICA から支援します。)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。(<https://libopac.jica.go.jp/>)

- ・ ザンビア共和国 理科研究授業支援プロジェクト終了時評価調査報告書
- ・ ザンビア共和国 SMASTE授業研究支援プロジェクトフェーズ2終了時評価調査報告書
- ・ ザンビア共和国 授業実践能力強化プロジェクト中間レビュー調査報告書
- ・ ザンビア共和国 授業実践能力強化プロジェクト終了時評価調査報告書

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10

月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期¹⁰及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上

¹⁰ なお、8/12 に大統領選挙が予定されており、少なくとも前後 1 か月程度は治安が悪化する可能性が高く、選挙 2 週間前は渡航に制限がかかることが想定される。そのため、第 1 次現地調査は遅くとも 7 月中旬までに帰国する予定でスケジュールを検討すること。